

国 宝 ・ 重 要 文 化 財 等 買 取 基 準

昭和49年12月11日

文化庁長官裁定

改正 昭和50年10月18日

改正 平成22年 7月29日

改正 平成22年10月20日

文化庁において買い取る国宝、重要文化財等は、歴史上、芸術上又は学術上価値が極めて高い国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財及びこれらに準ずる文化財（東洋及び西洋の美術作品を含む。）で次の各号の一に該当するものとする。

- 1 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財又はこれらに準ずる文化財で国民共通の財産として国において計画的に購入し、保存を図る必要のあるもの。
- 2 文化財保護法第46条第1項（同法第83条において準用する場合を含む。）の規定により国に対して売渡しの申出があったもののうち国において保存を図る必要のあるもの。
- 3 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財で管理が適切でないもの又は散逸等のおそれのあるもので国において緊急に保存を図る必要のあるもの。
- 4 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財に準じる文化財で海外流出及び散逸のおそれがあるため国において緊急に保存を図る必要のあるもの。
- 5 日本の近代美術作品又は東洋若しくは西洋の美術作品のうち国において保存を図る必要のあるもの。
- 6 重要無形文化財保持者等の作品のうち製作優秀なもので国において保存を図る必要のあるもの。

附 則

国宝・重要文化財等買上げ要領（昭和47年6月29日文化庁長官裁定）は、廃止する。